

12. 介護サービス情報の公表制度について

(1) 制度の活用について

介護サービス情報の公表システムについては、平成18年度以降インターネット等において、介護サービス事業所に係る情報を公表しているところであるが、システム利用者にとって、より「見やすく」「分かりやすく」「使いやすく」向上を図るため、平成24年10月にシステムの見直しを行ったところであり、新システム導入後のアクセス数は以下のとおりとなっている。

【新システムの1か月当たりのアクセス数（都道府県トップページ）】
見直し前(22年度平均) 約26万 → 見直し後 約48万 (24年10月～25年1月平均)

当該情報は、これから介護サービスを利用しようと考えている高齢者やその家族にとって参考となる情報であるとともに、事業所が自らの取組を紹介できる場でもある。このため、各都道府県においては、各介護サービス事業所に対し、当該システムの積極的な活用を促していただくようお願いしたい。

なお、システムの機能改修については、新システムに常設された国民からのアンケート等を踏まえ、鋭意、充実・改善を図っていく予定である。

(2) 制度の広報について

当該制度は、地域住民が自らの身の回りに、どのような介護サービスがどれだけあるかを知ることができる重要な情報源であるため、各都道府県においては、できるだけ多くの方に認知いただけるよう引き続き積極的な広報をお願いしたい。

また、広報にあたっては、国において作成したパンフレット（別紙資料12-1）を地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、多くの高齢者が利用する公共施設等に設置するなど、適宜ご活用いただきたい。

(3) 新たなサービスに係る報告及び調査の実施について

平成24年度に創設された定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービス（以下、「新サービス」という。）については、平成25年度以降、事業所からの報告を開始する予定である。

既報のとおり、新サービスの具体的な公表項目については、関係省令を改正の上、通知（「介護サービス情報公表制度の施行について」（平成18年3月31日老振発第0331007号老健局振興課長通知）を改正しお示しすることとしている。

これを踏まえ、平成25年度早々に必要なシステム改修を行い、準備が整い次第、新サービスの事業所から都道府県への報告及びインターネット等での公表を開始する予定である。

なお、これに伴い、新サービスに係る訪問調査の実施についても、都道府県が策定している調査の指針に基づき開始されるが、調査の実施には都道府県が新サービスの調査に係る調査員の養成及び確保が必要となる。調査員の養成等にかかる詳細については別途連絡する。

(4) ガイドラインを踏まえた調査の実施について

改正介護保険法における附帯決議を踏まえ、国は都道府県が実施する調査のガイドライン（別紙資料12-2）を策定し、これに基づき都道府県は調査の指針を策定し、調査を実施することとなったところである。

各都道府県の指針の策定状況については、別紙資料12-3のとおりであるが、未だ指針を策定していない県については、調査の実施に支障が生じぬよう速やかに策定するとともに、その他の都道府県においても、公表されている情報の正確さを確保するため、引き続き適正な調査の実施に努めていただくようお願いしたい。

「介護事業所検索」で検索してください。

介護事業所検索

検索

クリック

介護サービス 情報公表システム



「介護サービス情報公表システム」を活用すると…

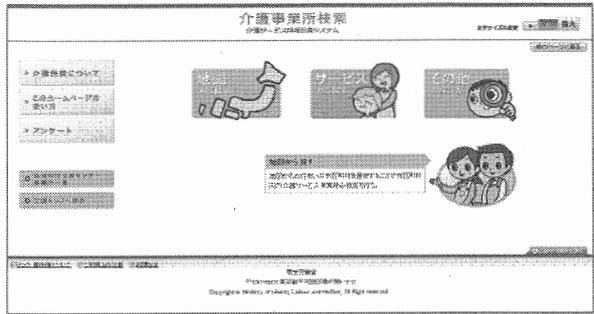
- 知りたい地域の介護サービス事業所を検索できます
- 介護サービス事業所の情報や特色がわかります

どうぞお気軽にご利用ください。

「介護サービス情報公表制度」に関するお問合せ先

- ① 各都道府県の「介護サービス情報公表制度」担当部署
 - ② 各都道府県の指定情報公表センター
- ※①②は介護サービス情報公表システムのお問合せ先に掲載されています。

1 見やすい

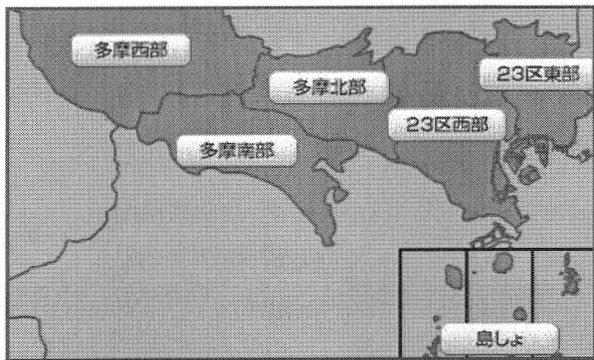


▲ 親しみやすいイラストで“見てわかる画面”に。

介護サービス事業所の情報を見やすい画面で検索できます。

- シンプルな画面構成
- 見やすい配色
- 地図、ボタン、アイコン等を多く使用

2 使いやすい



▲ 簡単な操作でラクラク検索。地図表示もできます。

インターネットの操作に不慣れな方も安心。知りたいサービスの種類やお住まいの地域などから、簡単に介護サービス事業所を探ることができます。

- 地図から地域の介護サービス事業所を検索
- 「利用目的別」色分けで見やすいサービス検索画面
- お気に入りの介護サービス事業所をかんたんに登録

3 わかりやすい



▲ 事業所情報が整理されているので読みやすい。

所在地や連絡先、提供されているサービスの内容など、利用するうえで知っておきたい様々な情報が表示されます。どの事業所を選ばよいか、検討するうえでの参考情報として活用できます。

- 事業所情報を内容別に表示
- 全体の状況が一目で把握できるレーダーチャートの新設
- 事業所の特色ページの新設
- 介護保険制度のしくみを解説

「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針策定のガイドライン

平成24年3月13日 厚生労働省老健局振興課長通知

※都道府県は、これを参酌して、調査指針を定める

I 調査が必要と考えられる事項

A 調査を実施すべきと考えられる事項

○新規申請時又は新規指定時

(調査項目の例)

新規申請時に調査することが必要と判断される項目を中心に調査

○新規申請時又は新規指定時から一定期間(毎年実施)

(一定期間の例)

新規申請から3年間は毎年実施

(調査項目の例)

運営情報の項目を中心に調査

○事業者自ら調査を希望する場合

(調査項目の例)

事業者の希望に応じ、全ての項目若しくは運営情報を調査

※公表システムにおいて、自主的に調査を受けた事業所であることを明示し公表する。

B 地域の実情に応じて、調査を実施するものと考えられる事項

○更新申請時

(調査項目の例)

更新申請時に調査することが必要と判断される項目を中心に調査

○調査による修正項目の割合に応じ実施

(調査実施の例)

・修正項目の割合が一定以上の場合には、次年度も調査を実施

・修正項目の割合に応じ調査頻度を設定し実施

○一定年数毎に実施

(調査間隔の例)

2年ごとに調査

II 調査を行わないなどの配慮をすることが適当と考えられる事項

○第三者評価など、第三者による実地調査等が行われている場合

(配慮の例)

・福祉サービス第三者評価を定期的に実施している事業所については、調査を行わないこととする。

・外部評価が義務付けられている地域密着型サービス事業所については、調査を行わないこととする。

○1事業所において複数サービスを実施している場合

(配慮の例)

主たるサービスの調査を実施することにより、他のサービスについては、調査を行わないこととする。

III 他制度等との連携等より効率的に実施することが可能と考えられる事項

○報告内容に虚偽が疑われる場合

(調査方法等の例) 疑いのある項目を中心に調査

(状況に応じ指導又は監査と連携し調査)

○公表内容について、利用者等から通報があった場合

(調査方法等の例) 通報があった項目を中心に調査

(状況に応じ指導又は監査と連携し調査)

○実地指導と同時実施

(調査方法等の例) 実地指導の内容を考慮のうえ、連携し調査

○状況に応じて、調査する項目を選定して実施

○その他必要に応じて実施する場合

(調査方法等の例) 食中毒や感染症の発生、火災等の問題が生じた場合に、必要な項目について管内の事業所を調査

(状況に応じ行政指導等と連携し調査)

介護サービス情報の公表制度 調査指針の策定状況について (平成25年1月時点)

1. 調査指針の策定

策定済	未策定
44	3

2. 調査の実施について（指針策定済（44都道府県）の状況）

■調査が必要と考えられる事項

調査を実施すべきと考えられる事項			地域の実情に応じて、調査を実施するものと考えられる事項		
新規申請時又は新規指定時	新規申請又は新規指定時から一定期間	事業所自ら調査を希望する場合	指定の更新申請時	調査による修正項目の割合に応じ実施	一定年数ごとに実施
18	6	29	6	0	8

■調査を行わないなどの配慮をすることが適当と考えられる事項

第三者評価などが行われている場合	1事業所において複数サービスを実施している場合
17	7

■他制度等との連携等により効率的に実施することが可能と考えられる事項

報告内容に虚偽が疑われる場合	公表内容について、利用者等から通報があった場合	実地指導と同時実施	状況に応じて、調査する項目を選定して実施	その他必要に応じて実施する場合
34	25	9	5	18

3. 手数料の徴収について（47都道府県の予定）

■公表手数料

徴収する	徴収しない
9	38

■調査手数料

徴収する	徴収しない
14	33